

取組の状況 ※令和6年度の実績に係る報告内容に基づく。

(1) 小売業者

	規 定	取組例	概 况
実施義務	① 購入者に対し、廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法の優先的な利用を促すために必要な事項を周知する取組	・簡易包装、はだか売り等ごみになるものが少ない買い物を促すポスターやステッカー等の掲示	○全ての事業者が①・②の両方又はどちらかを実施し、京都市作成の啓発ポスターやステッカーの店内掲示などに取り組んでいた。(①又は②のいずれかの実施が必須) ○マイバッグ持参でエコポイント付与することを告知するP O Pやマイバッグ使用を推奨するポスターなどをオリジナルで作成し、店内に掲示している例も多く見られた。
	② 購入者に対し、再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するよう促すために必要な事項を周知する取組	・資源物の回収を案内するポスターやステッカー等の掲示、回収ボックスの設置	
	③ 購入者に対し、レジ袋を有償により譲渡する取組（特定レジ袋を有償によらずに譲渡することを含む。）	・レジ袋の有料化、特定レジ袋への変更	○レジ袋の有料化が義務化されてから4年以上が経過し、レジ袋を使用する全ての事業者がレジ袋の有料化又は特定レジ袋の提供を実施していた。また、特定レジ袋についても、有料化する事業者が徐々に増加しており、8割以上の事業者が有料化している。 ○マイバッグ使用が定着したことを受け、有料レジ袋の配布ゼロに向けて、取組を進めている事業者があった（令和7年度から、プラスチック製の有料レジ袋の取扱い終了）。
	④ 購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認する取組	・レジ袋の要否と必要枚数の口頭確認	○レジ袋を使用する全ての事業者において、レジ袋の要否確認などがなされている。
努力義務	⑤ 廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組	・野菜等のはだか売り、トレイなし等簡易包装での販売、詰替え用商品の取扱い、少量サイズや量り売り販売	○食品や日用品を扱うほぼ全ての事業者が、野菜のはだか売りや詰替商品の販売を実施していた。 ○一部の事業者では再生トレイの使用、バイオマスフィルムを使用した包装の使用など、パッケージをプラスチック以外の素材に変更する取組を行っている。

	規 定	取組例	概 况
努力義務	⑥ 特定レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるよう努める取組	・特定レジ袋の有料化、又は特定レジ袋辞退者へのポイント付与の実施	○ごみ減量のため、特定レジ袋を有料化する事業者が徐々に増加しており、特定レジ袋を提供する8割以上の事業者が有料化している。
	⑦ 購入者に対し、レジ袋の使用の抑制を図るために工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	・マイバッグ持参を促すポスターの掲示、レジ付近でのエコバッグ・マイバスケットの販売	○ほぼ全ての事業者が、マイバッグ持参を促す表示や、レジ袋が有料である旨の表示を行っている。
	⑧ 再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知するよう努める取組	・牛乳パック、ペットボトル、缶、衣料品等の店頭回収ボックスの設置	○6割の事業者が店頭回収を実施していた。 ○業種別では、スーパーの8割以上が店頭回収に取り組んでおり、スーパー・雑貨店などで回収品目を増やす事業者も見られた。 ○ドラッグストア・衣料品店などでも、新たに回収を開始する動きが見られたが、業種によって実施状況のばらつきが見られる。 ○アルミ付き紙容器など、これまでリサイクルが困難とされてきた品目を回収する事業者が見られた。
	⑨ 食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	・見切り販売の実施、需要予測の精度向上による仕入れ量の増減調整	○食品を取扱うほぼ全ての事業者が、見切り販売などの食品ロス削減の取組を実施していた。 ○天気や曜日等の情報を仕入れ量の調整に利用するシステムを導入している事業者が見られた。
	⑩ 自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることのできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	・マイボトルへの飲料の販売	○食品衛生上の懸念などから、マイボトルへの飲料販売は、一部の事業者のみでの実施に留まっている。
	⑪ 使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組	・希望者に限り、割り箸・スプーン等を提供	○弁当・惣菜等を扱うほぼ全ての事業者が、割り箸等の要否を口頭で確認するなどしていた。 ○プラスチック資源循環促進法の施行以降、一部の事業者がフォーク、スプーン、ストローを代替素材に変更している。

## (2) 飲食店業者

	規 定	取組例	概 况
実施義務	① 食事として提供された食品をできる限り消費することを飲食店の利用者に対して促すために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少量メニュー、複数サイズなど、量の選択が可能であることをメニューに明記又は口頭説明</li> <li>・ 食べキリを促すPOP等の掲示</li> </ul>	<p>○ほぼ全ての事業者が少量メニュー、複数サイズでの提供やPOP等による食品ロス削減のPRなどに取り組んでいた。</p>
努力義務	② 飲食店の利用者から食事の一部を持ち帰ることを希望する旨の申出があったときに、衛生管理上支障がない限りこれを認めるよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食べ残しの持ち帰りの希望があった場合に容器を提供</li> </ul>	<p>○食品衛生上の懸念などから、持ち帰りの希望に対応可能な事業者は、約3割となっている。</p> <p>○メニュー表等に食べ残しの持ち帰りが可能である旨を表示し、持ち帰り専用容器を用意するなど、積極的に取り組んでいる事業者も見られる。</p>
	③ 食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要予測の精度向上による仕入れ、仕込み量の増減調整</li> </ul>	<p>○ほぼ全ての事業者が需要予測に基づく発注や仕込み量の調整等によって、食品廃棄物の発生抑制に取り組んでいた。</p> <p>○食品ロス削減のため、余ってしまった商品をアプリを利用して安価で提供するフードシェアリングサービスや閉店後まで売れ残ってしまったパンをお得に購入できるサービスを新たに導入した事業者があった。</p>
	④ 自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることのできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトルへの飲料の販売</li> <li>・マイボトル持参者に割引を実施</li> </ul>	<p>○食品衛生上の懸念などから、マイボトルへの飲料販売は、約4割での実施となっている。</p> <p>○マイボトル持参者への値引きなどに取り組む事業者もある。</p>
	⑤ 使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者に限り、割り箸・ストロー等を提供</li> </ul>	<p>○使い捨て食器を使用していない、又は、使い捨てのカトラリーなどの提供抑制に取り組む事業者が9割以上を占めている。</p> <p>○プラスチック資源循環促進法の施行以降、一部の事業者がストローを紙製、生分解性プラスチックに変更している。</p>

### (3) ホテル・旅館業者

	規 定	取組例	概 况
実施義務	滞在者が廃棄物を分別して排出するためには必要な環境を整備する取組又は滞在者に対し本市における分別に関する取組について理解を得るために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客室や共用部に分別ごみ箱を設置</li> <li>・客室やフロント等に、滞在客に対して分別・リサイクルの徹底を啓発するステッカーやPOPの掲示</li> <li>・客室や共用部に啓発用リーフレットを設置、配架</li> </ul>	<p>○約9割の事業者がごみの分別排出環境の整備や分別に係る周知に取り組んでいる。</p> <p>○分別ごみ箱を客室ごとに設置している事業者も多く見られたほか、分別について複数言語・イラストを用いて外国人にも分かりやすく案内している事業者も見られた。</p> <p>○客室モニター、フロントモニターなどに「京都市が推進する2Rと分別・リサイクルに当ホテルが積極的に取り組んでいる」旨を、PR表示している事業者が、徐々に増えている。</p>
努力義務	滞在者に対する使い捨ての日用品の提供又は販売を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャンプー類はポンプ式を採用</li> <li>・清掃やアメニティグッズの提供は希望者のみ実施</li> <li>・アメニティグッズの種類の削減</li> <li>・アメニティ持参のお願い（予約時に案内、HPに掲載など）</li> </ul>	<p>○9割を超える事業者がアメニティグッズの提供抑制に取り組んでおり、客室には設置せず、フロントにアメニティバーを設置して希望者のみに提供する事業者や、連泊の場合に清掃不要（アメニティグッズの不補充を含む）の意思表示カードを採用する事業者が多く見られた。</p> <p>○シャンプー類は、多くの事業者が個包装ではなく、ポンプ式（詰替え式）を採用している。</p> <p>○プラスチック資源循環促進法の施行以降、一部の事業者がアメニティの素材変更（生分解性の素材の採用）や有料化などに取り組んでいる。</p> <p>○一部の事業者では、プラスチック削減のため、客室設置のミネラルウォーターの容器を、ペットボトルから紙パックやアルミ缶に変更するなどしている。</p> <p>○マイボトルの利用促進等に向け、ウォーターサーバーを設置する事業者も増えてきている。</p> <p>○多くのホテルで滞在者の不要品処分について苦慮されている中、客室に意思表示カードを設置して、不要衣類を回収する資源循環サービスを新たに導入した事業者があった。</p>

(4) 大学

	規 定	取組例	概 况
実施義務	学生に対し、本市における廃棄物の発生抑制等に関する取組について周知し、及び当該取組が適切に実施されるために必要な啓発を行う取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生向けガイダンスでごみ減量や分別ルールを説明、チラシ等の配布</li> <li>・ごみの減量や分別ルールに関するチラシやポスターの掲示</li> <li>・大学ポータルサイトにおいて、分別ルール・廃棄物抑制について発信</li> </ul>	<p>○全ての大学が京都市作成の啓発チラシの配布やポスター掲示、学生向けサイトでの発信など、ごみの減量や分別に関する周知啓発に取り組んでいた。</p>
努力義務	構内において、学生が再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別ごみ箱の設置（雑がみ、プラスチック、ペットボトル等）</li> <li>・留学生対応のため、複数言語・イラストを用いた分別表示をごみ箱の設置場所に掲示</li> </ul>	<p>○全ての大学が、分別ごみ箱を設置していた。</p> <p>○雑がみや廃プラスチック専用ごみ箱、電池・インクカートリッジの回収箱の設置など、分別の種類の細分化に取り組むほか、表示の明確化など、一層の分別促進に向けて積極的に取り組んでいる例が多く見られた。</p> <p>○マイボトルの利用促進に向け、キャンパス内や食堂にウォーターサーバーを設置する大学が増えてきている。</p>